**○国土交通省告示第四百八十五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正し、個人が令和九年一月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| （略） | | （略） | |
| 木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修 | 一万四百円 | 木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修 | 一万五千四百円 |
| 木造住宅の壁に係る耐震改修 | 一万千七百円 | 木造住宅の壁に係る耐震改修 | 二万二千五百円 |
| 木造住宅の屋根に係る耐震改修 | 二万千六百円 | 木造住宅の屋根に係る耐震改修 | 一万九千三百円 |
| 木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修 | 一万四千七百円 | 木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修 | 三万三千円 |
| 木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修 | 六千円 | 木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修 | 七万五千五百円 |
| （略） | | （略） | |
| 当該家屋の建築面積（単位　平方メートル） | | 当該家屋の建築面積（単位　平方メートル） | |
| 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | | 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | |
| 当該耐震改修の施工面積（単位　平方メートル） | | 当該耐震改修の施工面積（単位　平方メートル） | |
| 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | | 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | |
| 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | | 当該家屋の床面積（単位　平方メートル） | |

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第四百八十六号**

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替及び第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の十九の三第十八項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。 | 租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替並びに同令第二十六条の四第四項及び第二十六条の二十八の五第十八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。 |
| 一～八　（略） | 一～八　（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年四月一日から施行する。